

令和 年分	町 民 税 県 民 税	申告書 (課税方式選択用)	整 理 番 号	
フリガナ			生 年 月 日	明・大 昭・平
氏 名			電 話 番 号	- -
住 所				

(※留意事項及び添付書類などについては、裏面をご確認ください。)

I 上場株式等の配当等所得・譲渡所得等の課税方式の選択について

- (1) 上場株式の配当等所得・譲渡所得等について、個人町・県民税はすべて申告不要を選択します。
⇒すべて申告不要とする場合、IIの①～⑤に「0円」と記入してください。
- (2) 上場株式の配当等所得・譲渡所得等について、個人町・県民税は次のとおり申告します。

取引口座 (特定口座)	所得税(確定申告)での申告内容			⇒	個人町・県民税で申告する内容				
	所得の 種類	所得税の 課税方式	配当等所得の額 譲渡所得等の額		所得の 種類	町・県民税で 選択する課税方式	配当等所得の額 譲渡所得等の額	配当割額 株式等譲渡所得割額	
証券会社 銀行 ()	配 当 等 所 得	<input type="checkbox"/> 総合課税分	円	⇒	配 当 等 所 得	<input type="checkbox"/> 申告不要		④配当割額	
		<input type="checkbox"/> 分離課税分	円			<input type="checkbox"/> ①総合課税分	円		
	譲 渡 等 所 得	分離課税分			円	譲 渡 等 所 得	<input type="checkbox"/> 申告不要		⑤株式等譲渡所得割額
		分離課税分			円		<input type="checkbox"/> ③分離課税分	円	円
証券会社 銀行 ()	配 当 等 所 得	<input type="checkbox"/> 総合課税分	円	⇒	配 当 等 所 得	<input type="checkbox"/> 申告不要		④配当割額	
		<input type="checkbox"/> 分離課税分	円			<input type="checkbox"/> ①総合課税分	円		
	譲 渡 等 所 得	分離課税分			円	譲 渡 等 所 得	<input type="checkbox"/> 申告不要		⑤株式等譲渡所得割額
		分離課税分			円		<input type="checkbox"/> ③分離課税分	円	円
証券会社 銀行 ()	配 当 等 所 得	<input type="checkbox"/> 総合課税分	円	⇒	配 当 等 所 得	<input type="checkbox"/> 申告不要		④配当割額	
		<input type="checkbox"/> 分離課税分	円			<input type="checkbox"/> ①総合課税分	円		
	譲 渡 等 所 得	分離課税分			円	譲 渡 等 所 得	<input type="checkbox"/> 申告不要		⑤株式等譲渡所得割額
		分離課税分			円		<input type="checkbox"/> ③分離課税分	円	円

⇒ ①～⑤のそれぞれの合計額を、IIの①～⑤に記入してください。
※取引口座を上記に記載しきれない場合、右記にチェックのうえ、別紙にも記載してください。
(IIには別紙分も含めて記載してください。)

別紙有り

II 個人町・県民税にて申告する上場株式等の配当等所得金額・譲渡所得等金額について

	配当等所得の額 譲渡所得等の額	配当割額 株式等譲渡所得割額
上場株式等の配当等所得	①総合課税分	円
	②分離課税分	円
上場株式等の譲渡所得等	③分離課税分	⑤株式等譲渡所得割額
		円

◎所得税と個人町・県民税において、異なる課税方式を選択する場合の留意事項について

申告書の提出期限について

所得税と個人町・県民税において異なる課税方式を選択する場合は、**納税通知書が送達される時まで**に申告いただく必要があります。

(この期限を徒過した場合は、所得税と異なる課税方式の選択はできませんのでご注意ください。)

また、確定申告書のみを提出された場合は、確定申告書における課税方式と同じ課税方式にて個人町・県民税の課税を行うこととなります。

※令和3年分の確定申告から、上場株式等の特定配当等・特定株式等譲渡所得金額に係る所得の**全部**について、所得税では総合課税・分離課税で申告する場合に、**町・県民税では申告不要とするときは**、所得税の確定申告書第2表(裏面下段)の「住民税・事業税に関する事項」に「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」(確定申告書Aの場合は、「特定配当等の全部の申告不要」)欄をチェックして**町民税・県民税の納税通知書送達前**に提出してください。**確定申告書で町・県民税の申告不要を選択した場合は、町民税・県民税の申告書の提出は不要になります。**

所得税と個人町・県民税において、異なる課税方式を選択することが可能な所得について

所得税と個人町・県民税において、異なる課税方式を選択が可能な所得については、上場株式等の配当等所得及び上場株式等の譲渡所得等です。

※上場株式等の配当等所得については、大口株主等(発行済株式等の3%以上を保有する方)が支払を受けるものを除きます。

※上場株式等の譲渡所得等については、源泉徴収されていない特定口座(簡易申告口座分)及び一般口座での取引に係る所得を申告不要とすることはできません。

※同一源泉徴収口座内で、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当等所得がある場合は、配当等所得のみを申告不要とすることはできません。

申告書の提出時にあわせてご提示をお願いしている書類について

- ・確定申告書を提出した場合は、確定申告書の控えの写し一式
(確定申告書の第1表～第4表(1)(2)及び株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 など)
- ・特定口座年間取引報告書の写しや上場株式配当等の支払通知書など
※上記書類のご提示は、本町にて適正に課税方式を確認するためにお願いしておりますので、ご協力をお願いします。

課税方式を選択することによる留意事項について

- ・申告不要を選択した場合は、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除の適用はありません。
- ・個人町・県民税の配当等所得及び譲渡所得等金額を申告することにより、扶養控除や配偶者(特別)控除の適用、非課税判定、国民健康保険税などの保険料の算定に影響を及ぼす場合があります。
- ・ご提出いただいた内容によって、お問い合わせさせていただく場合がございますので、電話番号のご記入をお願いします。

(参考) <上場株式等に係る配当所得等の課税関係>

	申告不要	総合課税	申告分離課税
税率	配当割 5%	町 6% : 県 4%	町 3% : 県 2%
配当控除	適用なし	適用あり	適用なし
配当割額控除	適用なし	適用あり	適用あり
譲渡損失との損益通算	できない (但し、同一特定口座内のみ可)	できない	できる
扶養、非課税当の判定	合計所得金額に含まない	合計所得金額に含む	合計所得金額に含む

<上場株式等に係る譲渡所得等の課税関係>

	申告不要	申告分離課税
税率	譲渡所得割 5%	町 3% : 県 2%
株式等譲渡所得割額控除	適用なし	適用あり
分離配当所得と損益通算	できない	できる
譲渡損失の翌年への繰越	できない	できる
扶養、非課税当の判定	合計所得金額に含まない	合計所得金額に含む